Safe Work Action 取組宣言書

事業の名称	九州電力株式会社		
事業場の名称	玄海原子力発電所	業種	電気事業
事業場の所在地	東松浦郡玄海町大字今村字浅湖4112-1	労働者数	529人
代表者メッセージ	発電所の安全・安定運転を継続していくため、発電所で働くすべての人の安全と健康を最優先とした職場づくりに努めるとともに、風通しが良く、働きがいのある職場環境の実現を目指してまいります。また、安全・安心・快適な職場づくりを推進し、地域や社会から信頼される発電所であり続けるよう取り組んでまいります。		
職場の安全確保に関する取組	「基本動作の徹底」「立ち止まって考える」「情報の共有」の３つを安全行動の基本として徹底します。また、当社社員と協力会社の皆さまが相互に声を掛け合い、危険を感じた際には作業を中断し、誰もがためらうことなく意見や懸念を申し出ることができる職場環境を醸成することで、重大災害「０（ゼロ）」を目指します。	取組期間 自 令和　８年　１１月　１９日 至 令和１０年　　３月　３１日	
労働者の健康確保に関する取組	社員一人ひとりの心身の状態に配慮し、健康上の不安や体調の変化を早期に把握するとともに、必要な支援や就業上の措置を適切に講じます。特に、夏季作業における熱中症対策や冬季における作業環境悪化による身体機能の低下対策については、相互の声掛けや体調確認を徹底し、重症化「０（ゼロ）」を目指します。	取組期間 自 令和　８年　１１月　１９日 至 令和１０年　　３月　３１日	
労働条件向上に関する取組	労働時間を正確に把握・管理するとともに、業務の効率化や計画的な休暇取得を推進し、ワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。特に、時間休暇・育児休職等の各種制度の活用を推進し、休暇を取得しやすい職場風土の醸成に取り組みます。	取組期間 自 令和　８年　１１月　１９日 至 令和１０年　　３月　３１日	
①１～３の□に✔又は■を入れ、②カッコ内への記載・該当する□への✔又は■を入れてください。	１　■上記内容について、労働者の過半数代表者等と協議しました。 （協議年月日：令和　８年１１月１９日 協議方法：■労働者の過半数代表者又は過半数労働組合との協議、■安全衛生委員会での協議） ２　■上記内容について、社内に周知しました。 （周知年月日：令和　８年　１１月　１９日、周知方法：安全衛生委員会議事録にて周知） ３　■本取組宣言書を佐賀労働局のホームページに公開することに同意します。		

宣言年月日：令和　　８年　１１月　１９日